

# 合志市子ども・子育て会議【令和7年度 第2回 会議録】

## 1会議の名称、開催日時及び開催場所

- ・名称 令和7年度 第2回 合志市子ども・子育て会議
- ・日時 令和8年1月16日(金) 午前10時～午前11時30分
- ・場所 合志市総合センター「ヴィーブル」1階 会議室

## 2会議の議題

- (1)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について
- (2)令和7年度事業進捗について
- (3)その他

## 3会議の公開、非公開又は一部非公開の別

- ・公開

## 4出席委員及び欠席委員の氏名

[出席委員]

山西 裕美 委員	坂本 みゆき 委員	福嶋 義信 委員	佐藤 諭美 委員
大山 寛 委員	後藤 真由美 委員	吉満 勇介 委員	吉崎 祥太郎 委員
田中 秀和 委員	吉谷 花央梨 委員	布野 里奈 委員	鈴木 裕子 委員

(12名)

[欠席委員] 菊池 竜徳 委員、馬渡 浩司 委員、法上 史 委員、井形 京子 委員(4名)

[事務局] 小畑 英之 こども未来課長、境 真奈美 こども政策班長、吉山 和宏 保育班長、  
仁田 真由美 こども支援班長、林 かおり保育班主幹、井芹和幸 こども未来課主査

[説明] 境 真奈美 こども政策班長、林 かおり保育班主幹

## 5傍聴者 2名

## 6審議内容(要旨)

### (1) 開会

小畑こども未来課長より挨拶

### (2) 委嘱状交付

合志市民生委員児童委員協議会連合会の委員改選により令和7年12月付けで、委員1

## 人の委嘱状交付

### ●合志市民生委員児童委員協議会連合会 鈴木 裕子 委員

#### (3) 議題

##### ①乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について 事務局より、資料に基づき説明

###### 【質疑・ご意見等】

坂本委員:中部保育園のみの活用となるのか。

事務局(林):令和8年度は合志中部保育園のみ実施。

坂本委員:子育て支援拠点事業とは別の実施となるのか。

福嶋委員:子育て支援拠点事業とは別に乳幼児等通園支援事業の定款が必要となるため、別事業である。

吉満委員:制度の内容の3番、事業実施場所について、全国において児童発達支援センターでの試行が行われているが、合志市においても児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所等も入ると想定しているのか。療育の場面や医療的肢体不自由児など、この制度を保護者が使用したいという相談があった場合に、等(など)を含めたところで、どこまでの範囲を実施するのか。

事務局(林):国の制度が完全に完成しておらず、需要がどれくらい見込めるのか不透明な状況。国の示した基準の中で、令和8年度は合志中部保育園で実施し、今後必要であれば児童発達支援センターや療育の場でも考えていきたい。

福嶋委員:資料5ページのイメージ図で、利用者が申請し、市から認定を受けるが、その後の事業所と保護者の面談が一番の肝である。どういうニーズなのか、こどもにとって何を求めているのか、保護者の思いなどを聞いたうえで、進めていく必要がある。

また、月10時間という制限は少ないと保育園側は考える。

ただ、前年度いわゆる施行1年目で実施した園では、10時間でも充分だった。面談でその子に何を求めるかを焦点化させたからだ。

利用者とお互いに話しながら進めてみて、1年間やってみないと分からないと考える。

実際に熊本県で、試行1年目は熊本市しか実施していない。

今年は各市町村手を挙げたが、データがあまりないので手探りの状態である。

吉満委員:手探りであるならば、全国が見習うように合志市の色を出してもいいかと、合志市民としては思った。  
困っている方、もしくは児童館等の利用が減っているかと思うので、こちらからアクセスして助けてあげないといけない。  
一人で不安を抱えている母親、保護者にアクセスすることが主だと思うので、そういった方たちは一時保育、児童館に行くようなパターンもあるけど、むしろ申請までたどり着けない方もいる。

福嶋委員:こども誰でも通園制度と保育所が行う一時預かりは何が違うのか、言い続けてきた。  
保護者のレスパイトじゃなくて、こどものためであり、こどもが様々なこどもたちと育っていくために必要だと。  
したがって、今の意見については一時預かり的なものと判断するので、ぜひ、一時預かりを使ってほしい。  
また、保護者にとって第一なら一時預かり、こどもにとってはこの制度だが、積み上げがまだ不十分なので分からないところもある。

吉満委員:一時預かり等を利用できる保護者はいいが、もっと根深くて、家庭でうつを抱えているお母さんで、こども4人を保育園に通わせておらず、外とのアクセスがアウトしている方もいる。  
市町村の方でピックアップしながら、こういう制度がありますよってアクセスまで繋げるような措置をしておく、いい事例になるかと思う。

福嶋委員:それはこども家庭センターの伴走型と呼ばれる新しい事業が、これとは別の包括的なものが動き出している、そちらにも求めていくべきではないだろうか。  
もしくは社会福祉協議会の方が幅広く事業を進めているため、網の目から外されそうな人たちをうまくカバーしていく仕組みになるか考える。  
この制度ではなく、声なき声をどのようにして吸い上げるかだと思う。また、これを上手に活用するという考え方もある。

吉満委員:一時保育の場合だとあんまり意味がないのではないか。

福嶋委員:その判断が難しい。保育園においても実施してみないと分からないので、先行事例は見ているところだ。

吉満委員:全国の例を見ると、10時間を超えたら一時保育にするというところも多い。

福嶋委員:集団的な中の方が子ども同士の育ち合いはあることは分かっている。今言われた家庭そのものの問題になると、またこれとは別の包括的な事業も合わせて考えた方がいい。

吉満委員:制度にはプラスアルファの魅力がある、活用法があると考えられる。

福嶋委員:伴走型の支援から、一般的な保育やこの制度を上手に使いながら、進めていくべきしかないだろう。

山西委員:国自体の内容が決まっていないので、制度の形を作るところだけで、精一杯と思うが、申請ができない方、自身が該当するか分からない方へのフォローアップが問題である。  
制度周知のインフォメーションと共に、該当するか分からない方はご相談くださいという情報も必要である。  
今回のインフォメーションだと障がいのあるお子さんたちは、自分たちは対象でないというメッセージを受け取る可能性がある。  
市としては、児童発達支援センターや放課後等デイサービスがどこまで入るのか検討していかなければならない。  
また、保護者で申請が難しい方や利用が分からない方、お子さんが一般の保育所では受け入れが難しい方なども視野に入れると、情報の出し方や受け皿の確保が課題として見えてくる。

吉崎委員:資料5ページで、利用までにどれくらいの時間がかかるのか。

事務局(林):施設側と保護者側の面談の日程の都合が合えば、時間がかからない。  
土日を含め申請や面談の都合が合わなければ時間がかかるが、最低1週間以上はかかる。  
市の審査自体は保育所等利用されているか否か、その辺の資格の審査がメインである。

佐藤委員:令和8年度合志中保育園で実施し、令和9年度以降の拡大はあるか。

山西委員:年度途中で増やすことは難しいと思うが、見直しの際には、一般事業者からも申請できますという風に増える可能性はあるのか。

事務局(林):令和8年度の利用状況を見越したうえで、この定員数、施設数で難しいのであれば検討していく予定だが、今のところお問い合わせ等がなく、利用を見込むのが難しい状況である。  
初めからたくさんの施設で始めるよりも、最初は限定して皆さんのニーズの動向を確認させていただきたい。

佐藤委員:この制度がよく分からないので申請をしたいと思われる方が少ないのではないだろうか。  
一時預かりをしている各保育所等で、努力をしているかと思うが、利用したい方はもっといると考える。  
その点、家庭にとっての利用しやすい保育所等で説明ができるようにした方がいいのではないか。

事務局(吉山):11月議会の条例を上程して決めた。これから詳細を決める。広報、ホームページ等を活用しながら、積極的に情報発信をしていきたい。

山西委員:広報紙掲載はいつ頃か。

事務局(吉山):4月号に掲載予定である。

山西委員:各保育園や幼稚園で今一時保育を利用されている人から相談があるかと思う。また、様々な子育て支援の現場においても、ある程度、周知をしないと困るかと思うが。

事務局(吉山):2月に園長会で、簡単に触りの方だけ説明を予定している。

②令和7年度事業進捗について

事務局より、資料に基づき説明

山西委員:恒常的に夕方こどもの入れる居場所が広がるといい。

婚活イベントについても継続的に行うことで口コミでも広がっていくかと思う。

学生のレポートでも出会いの場が少ないというのはよく出てくるので、やはり必要とされているのだと思う。

また、勉強の場所について、お菓子や飲み物を飲みたいなどのニーズがあるかと思う。週末親御さんが仕事のため不在で、コンビニでパンを買って食べる子もいるかと思う。大学の図書館、ラーニング・コモンズなどでは飲食可能となっているところもある。頭を使うことなのでチョコレートを食べたいとか、これくらいは許してあげてもいいかと思う。P9の一番上の所に聞き取り調査がアンケートって書いてあるが、質問紙調査とかアンケート調査のことである。聞き取り調査はインタビューのことを指している。

③その他

事務局より、資料に基づき説明

山西委員:何かありますか。

福嶋委員:市内に認可保育園24園あるが、実際にはこのガイドラインが出る前、大前提として、保育所の職員等の虐待に関するというのは法律上ありませんでした。元々想定されていなかった。

現実には、不適切な保育事象のような犯罪となることも実際出ているので、法律ができたから、真面目にしますではなくて、そもそもこういうことが起こらないことを前提に、保育所はあるはずだ。

だけど、やはり心の余裕とかがないときに起こりうる事象なのかもしれない。

不適切な保育と虐待とそうでないものと大きく3つ考えられてどこで線引きするのかというのは非常に難しい。私たちも他施設で起こったこと、住民若しくはその職員が市の方に通報があって、聞き取り調査やいろ

いろいろなことをされているかと思うが、その後どうなったのか知りません。だからあの園ではどうも何かあったらしいね、それってどういうこと、お互い疑心暗鬼になってしまう。

ただ、自分の園に関しては、最低基準以上の職員を配置して、死角になるようなところをつくらないとか、複数職員で対応するとか、いろんな物理的なことで出来ることは実施している。

認可保育所は、今、合志市の場合、最低でも80人以上の定員がいるので、職員も多い。

複数で見合うことで、場合によってはいわゆる防犯的なカメラとかも付いているところも多くある。池田小学校の事件以来、事件事故にならないための防犯カメラがある。カメラなどを活用しながらということだが、現実に犯罪行為にしている人は死角をつくとか、いないところでやるとか、様々な事があり、非常に難しいと思う。

今度からは保育所で保育士の資格が取り消された場合の確認作業というのがありまして、採用前にそれでチェックをしましたけど、今度から性犯罪に関する前歴とかも照会して、それを確認して採用するという作業が入る。

これに関して、前歴がある人の中で開示請求をされることが「私は嫌です」という拒否権とか様々なことがあり、なかなか難しいところもある。個人のプライバシーに関わるから誰もがそれにアクセスできないようにしている。

実際にどこで何があったのか分からない。テレビでも紹介されたぐらい生々しい性犯罪が起きている。

SNS等でグループ化すると、どんどん気持ちが高ぶると聞いている。タガが外れるというのが塾や学校の先生たちの性犯罪と言われている。この一つの段階というのは、大体私も分かったんでSNSは恐ろしいと思う。ネットはダメだと言ってもしょうがないが、やはり犯罪に陥る心理というのを知っておかないといけないということもある。国の人と話していると写真そのものを保育園では情報開示もありますから、保護者との中では保育記録として見せることもある。水着で隠れるところは映さない、出さないということは大前提ですが、転売やデータとしてフェイクで作れるので、どこまでもいってしまうという現実があることを非常に悩ましく感じている。

情報公開をして、犯罪を行えないようにしますと言いつつ、その情報を使って悪い方に使う人が出てくるという現実がある。フェイク画像など、本当に難しいなと思う。

自分の職員を信用しているし、ないはずだと思っているんですけど犯罪になると全然違う。

ただ、不適切な保育に関しては職場として心の余裕がいたりとか、アタッチメントとかもう1回勉強し直して、そういうことを常時やるしかないと思っている。ただ、物理的に誰かが見ているっていうのは抑止力になるというのは確定している。

SNSについては人のスマホが誰とつながっているのか把握するという訳にはいかない。

一番はこどもの権利をしっかりと守ることが大前提と思う。だけど、まだこれからいろいろなことが起こるなと思う。

山西委員:実際にこどもを預かる現場において、今回のこの法律改正をどのように受け止められているのかということをお話しいただきました。

先ほどの福嶋委員の発言の中で、どこで何が起こったのかははっきりと分からないということでしたが、何となく噂であそこであったよね、今回でも結局何件あってどうなったのか、分かるのだろうかということもあるので、ある程度、園長会とかで配れる資料の中で、やはり園名もあってどういうことがあったというのは出せないものかなと思う。

私たちは国のお金いただいているので、会議で必ずその前の1年間に起きたそれぞれの大学でどのような不正があったのか一覧表で配られる。何があったのか、ネットでも晒されている。

そこまでいなくても園長会などで公になったことに関しては情報共有があってもいいのではないかなと思う。

事務局(吉山):お金の話であれば出せる情報でも、虐待となると被害者の方とか、その辺のお気持ちの問題もあって、なかなか一概に全部公表というのはそれぞれ個別に判断すべきところである。当然報告文書で概要まではいいと思うので、可能な範囲で公開していくものである。

山西委員:概要の公表と共有であり、園名を入れると人数が少ないところでこどもさんが特定される可能性があるということであれば、保育園AとかBとかでもいいと思う。何があったのかということについての共有ということが出来るのではないだろうか。

福嶋委員:本日の資料のP20-P21のガイドラインの終結段階のところ、どのように知るかということである。  
民児協だとアクセス権がある。守秘義務がお互いあるから。保育園連盟は確かでない。通報があったら、あたかもやってしまったという前提になってしまう。通報を受けたけど調べた結果、それは誤解でしたとか、さえも分からないので、モヤモヤ感が残ってしまう。  
だからこのメンバーは別として、何かお互いの認識というか、そういうものはある程度あった方がいいかなと思う。

必要に応じて言わざる得ないことも出てくるが、疑心暗鬼でしゃべると、なかなか本音が出てこなくなり、意見がうまく出なくなる。

実際は行政指導監査で、市町村は実際に現場に行って行政指導監査をすることになるが、合志市は県が監査を行う。直接監査がある園と、ネットによる監査の園があり、直接監査が来る園は何かやってしまったのかと思う。また通報があったのではないかと思ってしまう。  
他の事業所もいっぱいあるので、誤解が生まれないようにしてほしい。

事務局(吉山):個人が特定されないような情報の共有の仕方を検討していきたい

山西委員:日本版DBSについても、これ以降の会議でご報告なり、取り上げていただけるのだろうか。

事務局(境):随時進捗と共にご報告していきたい

山西委員:その他、会議も年に2回しかないので、今後、合志市で実施するイベントをはじめさまざまな情報を定期的に共有してもらえるといいです。例えば婚活の情報とかも教えてほしい。

#### (4) 閉会